小規模個人再生による再生手続廃止

平成２８年（再イ）第４４号

埼玉県鶴ヶ島市新町２丁目９番地11
再生債務者　安次富繁和
１　主文　本件再生手続を廃止する。
２　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条２号に定める事由がある。
平成28年９月７日
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（再イ）第２０号

広島市安佐北区亀山西２丁目９番31号
再生債務者　岡野　秀行
１　主文　本件再生手続を廃止する。
２　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。
平成28年９月８日
広島地方裁判所民事第４部

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２８年（再ロ）第１１号

北海道千歳市桜木４丁目９番３号
再生債務者　伊藤　学
１　決定年月日時　平成28年９月８日午前11時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成28年９月29日まで
４　一般異議申述期間　平成28年10月13日から平成28年10月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（再ロ）第１０００７号

東京都日野市日野本町５丁目27番地の２
再生債務者　加藤　雅仁
１　決定年月日時　平成28年９月８日午前10時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成28年10月６日まで
４　一般異議申述期間　平成28年10月20日から平成28年11月10日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２８年（再ロ）第１号

神奈川県小田原市本町３丁目12番24―203号
ヴェルディーク小田原城址公園
再生債務者　山川　尚行
１　意見聴取に付する再生計画案　平成28年７月26日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成28年９月26日まで
平成28年９月５日
横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係

平成２８年（再ロ）第２号

神奈川県小田原市小八幡３―７―13（住民票上の住所）神奈川県平塚市纏93番地の１　プレール参番館102号
再生債務者　堀内　弘大
１　意見聴取に付する再生計画案　平成28年８月31日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成28年９月27日まで
平成28年９月６日
横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係

平成２８年（再ロ）第１５号

大阪市都島区中野町２丁目４番19―220号
再生債務者　東　弘道
１　意見聴取に付する再生計画案　平成28年８月24日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成28年10月５日まで
平成28年９月７日
大阪地方裁判所第６民事部

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法第10条第１項の規定により、次の免許状は失効した。
平成28年９月16日　福岡県教育委員会
１．免許状の種類、免許状の番号、授与権者、授与年月日、本籍地、氏名、失効年月日
(1)　高等学校教諭一種免許状、平25高一種第1891号、福岡県教育委員会、平成26年３月25日、福岡県、永江　健太、平成28年８月23日
(2)　中学校助教諭免許状、平26中助第61号、福岡県教育委員会、平成26年４月18日、福岡県、永江　健太、平成28年８月23日
２．失効の事由　教育職員免許法第10条第１項第１号該当

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散するについてにいたしましたので公告します。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
(甲)　掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十八年九月六日
掲載頁　三十頁（号外第一九六号）
(乙)　確定した最終事業年度はありません。
平成二十八年九月十六日
東京都渋谷区千駄ケ谷一丁目一一番一号
(甲)　株式会社アトリエ・エム・エイチ
代表取締役　岡部　直
東京都渋谷区千駄ケ谷一丁目一一番一号
(乙)　株式会社エム・エイチ・マーケティング
代表取締役　佐藤　文彦

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散するについてにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
(甲)　掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十八年五月十八日
掲載頁　七十六頁（号外第一〇九号）
(乙)　掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十八年七月十五日
掲載頁　五十一頁（号外第一五八号）
平成二十八年九月十六日
東京都千代田区神田神保町一丁目一四番地
(甲)　栄研商事株式会社
代表取締役社長　三好　敏裕
東京都千代田区神田神保町一丁目一四番地
(乙)　株式会社Ｆ・ＮＥＸＴリシェン
代表取締役社長　三好　敏裕

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散するについてにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
(甲・乙)
掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十八年八月十六日
掲載頁　四十頁（号外第一八〇号）
平成二十八年九月十六日
新潟市中央区文京町一二番三一号
(甲)　大協リース株式会社
代表取締役　村山　栄一
新潟市中央区文京町一二番二四号
(乙)　株式会社シンキョー
代表取締役　村山　栄一

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散するについてにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
(甲)　掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十八年九月六日
掲載頁　三十頁（号外第一九六号）
(乙)　掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十八年九月六日
掲載頁　二十八頁（号外第一九六号）
平成二十八年九月十六日
大阪市福島区福島六丁目五番一一号
(甲)　さくら自動車株式会社
代表取締役　金田　隆司
大阪市福島区福島六丁目五番一一号
(乙)　さくらオート株式会社
代表取締役　金田　隆司

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散するについてにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
(甲)　掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十八年九月六日
掲載頁　二十八頁（号外第一九六号）
(乙)　掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十八年九月六日
掲載頁　三十頁（号外第一九六号）
平成二十八年九月十六日
大阪市福島区福島六丁目五番一一号
(甲)　さくら乗用サービス株式会社
代表取締役　金田　隆司
大阪市福島区福島六丁目五番一一号
(乙)　さくら交通株式会社
代表取締役　金田　隆司